武家名目抄稿

職名部附録十二下 十三

和書門 類 二五二〇六號 七七函 一一架 四四九冊 四五六冊

内閣文庫 和書 類 二五二〇六號 四五六冊 一五三函 一一架

内閣文庫		
番號	和	25206
冊數	457(	75)
函號	153	275

国立公文書館 National Archives of Japan

武家名目抄稿第十三冊

職名部附録十一下目録

御走頭

走衆

歩行頭

圖書文庫

日本政府圖書

国立公文書館 National Archives of Japan

武家名目抄稿第十

職名部附録十之一

御走頭

永禄四年三好義長亭御成記云御走頭六人石谷安威進士小林籾井安東此等也

走衆

吾妻鏡云暦仁元年二月十七日癸巳子刻御入洛著于六波羅御所給行列中略次御甲

著一人次御冑持一人次御小具足持一人
次御引馬一疋次歩走（被召人郎等三十人）次御乗替
二人（童野箭候御輿右 童征箭候御輿左）次御輿（被上御簾御装束御布衣）
（御力者三手）次著水干人々（各野箭）
日吉社室町殿参詣記云應永元年九月十
一日（戊申）室町殿准三后従一位前左大臣征
夷大将軍源義満公辰上刻出御片庇四方
輿御狩衣直衣令路越御力者十八人御供

奉（中略）衛府侍走足十人無騎馬侍伊勢四七郎
左衛門平貞長同十郎左衛門云々
永享以来御番帳云走衆後藤佐渡守藤氏
部中務少輔
慈照院殿年中行事云正月二日両御所様
渡御于管領亭両御供衆（裹打）走衆（小素袍但着ス）
上様ハ暫先ニ御成走衆ハナキニ依テ御中間ニ行御輿ノサキヲ行
長禄以来申次記云畠[illegible]

当小笠原中条結城（千秋三上猪葉等）
攻衆并走衆ら古く続て
一人充ゝ参也
新撰長禄寛正記云九月二十一日申刻南
都へ御成一乗院殿御所ト成ル南面左邉
堂上公卿列座庭上布衣奉衆有
四百七、一ウ
殿中申次記云長禄二年正月朔日公家大
名外様并ゝ御供衆御部屋衆申次番頭番
方ゝ節朔衆走衆右各出仕

八オ
又云同年正月十日御参賀年始御参内之
御礼御供衆同朋衆人御走衆御太刀金進
上之
十吉
又云同年正月十四日公家御供衆申次役
衆走衆銘々一献始之儀各御太刀進上之
十八イ
又同年二月晦日長老連公家大名外様御
供衆申次番以番方（ゟゝ節朔衆の事也）走衆奉行衆
出仕

宗五大双紙ニ御輿の時御綱御輿ニ入候
時ハまゝ若党六人左右ニ寄て参らせ候次
第ハ無役人ニて候ハゝ此條左手次
右手次手綱の左又右手次中の左又右也
中々ニて又此旅なとニ此時ハ久しくまい
らせ候仁田にも其人ニ左右たてまつりしまき
候手綱ハ取ての名なと也此等ハいかんと云ふ也
又御とし(て)御手るなとも御付沙申候ゑ

る
又公方様若党御成のときをさのまハ
太刀ハかしこへハ取て又んなとくハつる左右
御くまんみたりハ中ニなとよきほと大せつも
ことつたへと入念ねんくを作りあるをさしの
その能候ニ金室（本ノマヽ）る室ひ候ニ
貞興返答書云御若党の事公方様ハ六人
まて召ほしまゐりて小太刀をはかま

此是ハ志きしゆくの御成時少分ハ御齋推
以下御推覚への時ハ此時しと而不可お宮以
太名在ハ君而しするもの時も人の多限
而とまつきらきて猶よし古記録にもみえ
此太略ハ志ゆ多人々にて以ト

蜷川親元記云寛正六年正月十四日壬戌殿
中御一獻如例撿校數輩祗候入夜松御庭
松囃能有之中略走衆如例庭上ニ祗候御小者

當年不祗候ニ六月七日癸未京極殿光臨今
日御成之時宜可預御執合云々御成御供衆両
番巻京極祗園會祭禮已後餝在之観世またもり
よききなり還御ニ亭主ヨリ走衆参
又云文明五年八月廿八日丁亥新造御
所還御細川政聡明丸八歳御出仕興一個代供三
騎香川内蔵安富左京亮裹打走衆中間烏帽子上下
永禄親基記云寛正六年八月十五日酉刻

神妻之間自箕浦等清原向意元後度右京
亮清正冨永孫六父兼竹藤右京亮親清後
藤九郎清次藤民部中務卅輔政盛市之郎
貞明
又云文正元年三月十七日清原宮署中意元
六人手替六人乗馬於清洪元後度右京亮
子息九郎山縣左を杉監下九人（略之）
白川大双紙云輿の前に侍をし是に左力

輿在まうし付候根乃事中をあけて左右
に立候て人ふり付敷也次第に候を紀いさ可
候て下し此ましい貴賤あり専らし左貴賤也
應仁別記云三月十四日金吾御成被申（中略）
御走衆三吉式部大夫熊谷次郎左衛門尉
二松三郎小坂孫四郎中島次郎左衛門尉
利倉式部丞等也
（廿七オ）清随身三上記云永正九年六月八日八幡

一御沙汰未刻に御出也内々此
由きこへ御一定九に章走衆廿人御供五
騎也
廿八ウ 又云同年六月十四日丑剋還御御剣御太刀
衆自御供衆伴衆走衆各申日走衆ちいさき也
室町殿醍醐登山日記云永正十五年七月
十七日辰半尅御成御供泉細川右馬頭同
駿河守(中略)御走衆六人御小者等如常

四十九 祇園會御見物御成記云御供之事走衆飯
川能登守結城八郎四郎安東平次郎安藤
与新少補沼田弥五郎中林小五郎
細川高国亭御成記云此走衆六人さきへ
也一殿を屏風にて走衆らい南向にい障
子を立於此方に見合柱に屏風を立ありと
云々
厳助僧正往生記云大永六年二月十六日

八幡御社参御警固畠山細川云々御騎馬
十騎御走衆廿人
二水記云享禄四年八月廿九日今日赤松
毋御湯立有之輿三張走衆三十人許其外
輿跡二百人許超過之躰也
大舘常興記云天文九年三月八日清水内
出々（中暑）走衆飯川彦九郎安東平次郎沼田
三郎左衛門尉清四郎其下大和小三郎已

上云人如常
光源院殿御元服記云天文十五丙午歳御
元服（當日十二月十九日）十二月十八日辛丑公方家
并若君従東山慈照寺到坂本御成若君御
走衆六人闔次第本郷宮内少輔信富杉原
兵庫助晴盛進修理亮晴舍沼田三郎左衛
門尉光兼安威美作守光備飯河山城守信
堅帯刀肩衣四布袴脚半著之

国立公文書館 National Archives of Japan

永禄四年三好義長亭御成記云御走衆ハ
事兼而御前ノ間度々被仰候ノ事先規ノ
隠無之儀ニ候然近年度々上ニ無礼候仕候
今日座ノ東ヘ四五輩充召テ相座輩六人居
見物先規ニ違各御越段候
又云御走衆是モ奥於座敷湯漬馳走相伴
篠原左近大夫也
二判問答之公口儀上人貞数之事 中略 御章

ヽ時御輿前行ニ及数十人ハ常時皆辺走
衆十ト申ハ此等ニ準據候哉
四オ 年中恒例記云應仁元以前正月名御子ワ
又キ相伴之事伊勢因幡役之云ト正月一
日ニ公家大名外様御供衆御部屋衆申次
衆當以前朔衆走衆等也 今日計也
九ヲ 又云正月一日一元ニハ大口ヒタニヒニ
テ出仕也但御部屋衆走衆者コズアフ也

云々
又云四月十日御集内以第子記御前にて
喜兵衛ましたちをとり太刀をおいて来
以御之石より太刀を右のまゝさけもちた
ちを被遣しに来也
さりゆしふ云右大将乃かうさうハ移るの
為かい御十やとて次第侯十一人次太刀
帯ハ人みな手んしの以中うちんの日たて

瑞よしなきらき今こそ為しなとなりた
ちハきハかち御皇のさふらひとふる日
記よりうきうるよや
四百十四
諸大名衆御成被申入記云剋限以前可被
申へ候而その者まかんてあるは中寄城来
そ付置てて衛御出の於御供衆にと
座上へ被参仏體を寛して付乗て事急
走御りて具ハ可申也能て御道十町十

五所ある中に擬近ある一所として中間銭置く
御蔵え由申伝して差帰事故実也
八四草、廿才
御借古来云御本乃右左の事にて可申
在ありは此差紙之久敷勤は人にさし北
右の方あつかへのことはこれ東は旅名所里にを
さ尊ぶの也
八四草、廿五才
又云御借銭差紙ことや文人股をこきのる
可申聞は附合之事 十月五日の御領の御成より

り三月三日まて申聞は又雨ふりは附合あは
者あてやまんをとりは行えちさきは
とりは行は御借銭差紙をもちききき
やまんをもとしれは年寄する人あとまて
此催はりすはめされはりすなそては此わ者
はちとしてる仕はりての事まては上えん十
月、五日より限年北三月三日までの事
也

又云公方様御集内外事先御成以後紙へ御
出奉行とて奉行衆ある人衆すまく集甚
次第御物奉行とて同朋一人衆下にて此物
ハ長つくる所也其次に御成有御書院先
へ台人此少者此花（太刀を持 太ひらきを持）
走衆故実云走衆の故実仕来り候なされ
兼しくハ存ハつねとしも先つ侍したる烏帽
子（かけかハ心 の中もけ也） 一 上下にて走り持たせし太刀を候

扣之へし 一 ちゝ為ちをとなにて其日ふれて御
あやうちん方にて此人ハ金鞭をとらせ給に
さけらし集る也猿楽人の成敗ハ附けまつる人
しる装束ハ老若ともにうひかふり（本々、）出立毎
なるよし何も世の下よりつきうしろにたち
をまきさうちよくは御供次第ハ関所をく
此義後堂と申きたへし走笠とて笠は
こしらへやうあり

又云慈照院殿様御代ニ生さ元服男方同
様なるおもひつきられ笑なされ一向無半
としてそろへさせられ御興の其役の
元ニは仁（に）さし右の元ハ右ニさゝせられ候
ることにも此例元服の時公事役の様（に）
ありしハなかりき鹿苑院（義満）殿様
様御附有自山殿なと様御後ニハ此方（古）
ニおゐて此条ハ後ゝまて如今川関白殿家と

もとも此条例つまりてハ伊勢常ニ此条例無
やうに御沙汰ハ今度おりしき事数多伊勢
新左衛門殿ハ此条例希なる也例御成お
ら中迷惑ハ也許語ゟ如何ならニ対して後
為を申しつるてとをきてハさ候あらくしてたゝの
記めのとくなる間後慈（甲斐）（義敏）善広院殿様の於
赤松亭御生書の附ハ伊勢守之左衛門と
申せしハ此条ハ也後ゝまて師ゟ有なられ

此度山門使としては附討死候し年三八
候ものハ以之志ありしく存命にて法名を
あらかんと申八十計まてけふ存まして
普廣院殿撰出せ宮の時の撰称にてこそ
ありしに御使由親王にて者語にてハつ常
常徳院殿撰御代まて伊勢守貞宗之子（義尚）
猶御存也皆ゝ御存候
又云恵林院殿撰御代まて高馬の湯入ちの殿（義植）

於東北之國御使として加様の御用にて御附又
是服ありまて之人ハ貿所まて卅人是氏ちゝ其
つかまつ御遷立ちもひらせハいん間は宮ハ之
由ハ米中にて又是氏つかハ相続ちの事
之御申にて候にて少者まておゝ卅人ま
又東寺より参りて由は申にて御國ゟ相續
不承及にて此者の能是氏のさ段ゝ候へくハ
由は申入恵林院殿撰不経と候ハ思召御

用ゐらる入れハくけれハ又御興をもよほさせられ
いよいよ若き御遊興の折多かりしつきさせられけれ
由ありし京兆院ハかりし 其後ハこれハいまたけれ
又云宗幡抽御行走馬ハ六人より相添く往
条りなるハ不承及けれ十八人御用意ありつきこと
もうけりつゝ六人より知ハ先来ハいけれハ三
上使出御馬よりき暇わりく走切くと走りし人
今由ハ走馬有りてハ有りける如くさすてありける由

故人も事中出由ハ
又云走馬出仕ハ正月ハ朔日より初供ハ歳
暮ハ大晦日までハ別に御番あり一日より毎
人までハよりハ、これも近年に人数ハ又ハ
定まる走馬能くとも其内当番ハ有り
又云後中御能の附ハ御前の無量寿の
給ひくの御庭に六人法りひとく様供相繕ハ
軽便をもなしてなす也

又云進物下苦を以御付候附而此番同前
事其外土佐川ちやうせん方の花をいたしま
てくも諸役を不仕候姓を進物当ニ不仕候
去月の事ありともあるまての様ハ不仕不叶
五年以前此所ニ渇事ニて御座候月の
事をさく仕候てハつハ花の子ニ同前候此子
細成面々中等ニハ不仕候事ニ候
又云典廐古京兆一御成之附御通りて以

つの事を付候志候海老名道中也候主助指候
候ハ高助殿向ひて此進物此通りての候条
此人ニ由緒中絶候上池院条ニ御名ハ条ノ数
此由親ニて此老国主中ニて被申候段ハにハ
此条此ハ候ニ由緒ニ海老備指候ニ候也
き出ニ候て仕候つる由ニ申ニ候此事
候
又云進物此登ニ事古如中此也ニ候世御

其頃時は此少将気ニ而御気分なとの御時
御装束ニて御子息人里の時も表元ニ参
ニ而由ニハ恵林院様御料御州表向かくし候
勅使の時御成も御事各御笠持一同御内御
信出ニ而各存ニ而つれ御門出し事ニ而御
出候右衛門ニて八幡ニて此段子細申入
ニ御跡先ニ[illegible]くたさ候ニ付御出候
其由御合の小坂様御寺も性抄ニ而

ニ飯川御様被成候ニ而御紋
又云御旅宿ニ而は此節つく御条ニ付御時は表元
合付申也故実多し
太内間草云御館の時表元庭上ニて被仰の
ません田楽ニ何候仕のなし又及其類
様ニ候也支表元庭上ニて人宛茶方ニ而
人被仰ニ而出申候ハ候ひ抜きし力ニ教
度を持深ニ而申候表へ出候庭ニ而ハ[illegible]

壽此前を見通高方ニ張供ハ御出以後ニ高
此座ノ人ハ高方ハ座ニ參合シ机なと並照
院樣ニ御出ハ以來ハ一方ハ寢臺の後を
通り高方同時ニ張供りて此ノ座の所敗ニ弟
付けみすりぬきて高ニ此座ニ渡ス右座ニ字
印ありおくりして、すわりて男の九ツ戯座の
者なとみやかいも志やし仕付りて三人此
をい猿楽一人して殿あり御ニ一方乃

三人乃ち猿楽一人して殿より御ニ出
ル

豊記抄云壱氏ニ候ぶ可有別儀ニ方樣ニ
六人西左殿となりえ乃きにはより以渡て内
ききにて中ありは此事ハ角ときてよりは御
同意得也古來ニテ下ハ關殿よりては

卅五ウ 大内義隆記云義隆ノ御矢玉ヘハ頓而豊
後ヘノ御迎ニハ陶ノ同名安房守杉勘解

由判官飯田石見守具外御走り衆廿人中
間小者廿人厩ノ者コトカキ十人御舩ヲ
ツ下サルヽ云々
新撰信長記云 姉川合戦條 安養寺三郎左衛門
尉ハ敵ト組頸カキ切テ立アカラントセ
シ處ヲ信長御ノ御走ノ者五六人落合テ
手取足執擱捕
甲陽軍鑑云、北條家上杉 家相續條 家若輩として上杉家
まて身を起元 信玄公家より て廿人 右氏康
子て手口ば起元を家康ハたヽり起元と名付く
よぶけるにや
越後（永祿十六廿四）一宮孫彦社藏上杉輝虎願文云 輝虎
守筋目不致非分事一越中口静謐之事
走者神保推名ナレトモ云在梅之及定ル以後
其外云而引 右掛名事之文以來中合与去長
尾小四郎 其子成 子云 其以 雜 按 及分持事

以下
略

賀越闘諍記云御成次弟條義秋将軍朝倉屋形
工御成（中略）義景被給御肴ヲ二條殿被下亦
義景御酌ニテ御供衆御部屋衆御走衆具
外悉御通在之
奥羽永慶軍記追加云鈴木久三郎條權現様ノ武
士ニオロカナルハ一人トシテナシト諸
人唱レ之中ニモ鈴木久三郎ト云者ニ忠深
キコアリ權現様未タ三河國ニオハシマ
シケル時池洲ヲ御覧シテ掃除役人ヲ召
シ此池洲ノ鯉不レ見イカニセシト尋サセ
給フ此者承テ昨日久三郎参リテ御上意
也トテ取上ケ料理候テ士共ニ振舞具上
織田殿ヨリ御献上ノ酒モ御上意也トテ
府ヲ切リ士共ニ振舞候ト申上ル權現様
聞シ召シ言語道断ノ狼藉者カナキヤツ

ヲ具マヽニ置時ハ白餘ノ武士ノ恨ムル所
モ有ヘシ手討ニセレト思召長刀ノ鞘ヲ
ハツシ久三郎ニ参レト御使也是ヲ見ル
士共急キ久三郎欠落セヨト異見ヲス久
三郎是ヲ聞テ努々迯ヘキ氣色ナク御前
ニ出テ腰ノ物ヲ取テ投捨テ間近ク伺公
ス権現様御ランシテ己レメ士ニ不似合
偽リヲシテ酒肴ヲ喰シヿ前代未聞ノ曲

奴カナト長刀ヲ捕直シ手討シト成シ給
フ久三郎少モ不騒権現様ヲハタト白
眼テ愚カナル御大将ヤ魚鳥ナトニ人倫
ヲ替レト思召御所存ニテハ天下ノ御望
ハ叶ヘ候マシト云マヽ撲ヲニキリテ首
指延待居タリ権現様フシキニ思召長刀
ノ鞘ヲ入奥ヘ御入久三郎是程ノ誤リヲ
為出シナカラ還テ怒ルヿ何様子細有ヘ

国立公文書館
National Archives of Japan

〻ト一日御工夫成サレ思召當リ給フ扨モ〻〻大成忠進者カナ此頃迄ノ者一人池洲ノ魚ヲ盗ム同一人鷹野留場ノ鳥ヲ取リ故是両人ヲ追込テ置シカ是ヲ諫シトテ我命ヲ捨テ後悔サセハ以後ハ左様ノヿハアラレトノ忠ナルヘシ扨モ危キヿカナ先程久三郎ヲ討ナハ必後悔有ヘシ能モヽカヘシ事コソ嗜シケレト思召

先彼ノ二人ノ走リノ者ヲ召出サレ海等コノコロ魚鳥ヲ取シ故追込シカ久三郎カ訴訟ニヨツテ許シヌルカ以後ハ能ク奉公セヨト仰ラル両人ノ者難有ヿニ思ヒ則久三郎宅ニ行御訴訟故助リ申ヿ御慈悲ノ程難レ忘ト申ス久三郎聞レ之泪ヲ流シ扨モ〻〻難有御大将カナ是迄ニハ有間敷ト思定メシニ我助クルノミナラス迄。

リノ者迄御助ケ給ルヿコソ有カタケレ
ト涙ニムセヒケル處ニ罷出ヨトノ御使
ニテ御前ニ出シハイカニ久三郎汝ホト
ノ士カ争カ魚鳥ヲ偽テ可捕ヿニアラス
其レヲ感シ當ウテ汝ヲ討シトセシ予カ
心ノ愚サヨ則走リ者二人ヲハ免許セシ
ワ此度テコソ有ラメト仰下サル久三郎
謹テ御静謐ノ時ナラハ私躰ノ愚意ニテ

モシツカニ御訴訟ヲ申上候ヘキ今乱世
ナレハ私式ナレトモ勇氣ヲ出シ御為ニ
命ヲ捨ント存候ヘハ還テ御助ニ預ルノ
ミナラス走リノ者迄召出サレ難有奉存
ト申ケルカ其後軍每ニ鈴木ハ不及申走
二人ノ者モ身命ヲ不顧手柄セシト風聞
也權現様ノ御内ニハ如此武士数多有之
ト世上ノ沙汰也実ニ大将ノ御心寄ルト

イヘルコワ最ナレ
板坂卜斎慶長記云神君家康公伏見へ江戸
より此城ニ御上り附鑓二本長刀一ツ弓一張
挟箱二ツ先へ引馬なとゝ申てもなし
此者先とや申は南附の者行者の者ニ
てなし家永重鑓ハ蜂須賀出羽守の松平越
大坂の蜂田四郎左衛門大倉加平後ハ松平左衛
岩本二左衛門山下又助鎮木与左衛門河野
金大夫酒井孫兵衛ケ輪ニ而廿人計
有りなさや御陣関東御金銭ニ附近馬ハ元
道具持挟箱持御家抱物頭子とも申て皆
以下しくの侍侍長甲賀者也や亦申附甲賀
侍窄人して濱松へ来り東照宮ニ而関東出
合戦以後当行先左京出陣を遣はさせられ
此由云々
元和年録云二年六月七日亨木九左衛門

同心五十人并ニ役付鉄炮何数添ヘて御差ゟ
足軽二十人御預ケ是ハ右宇木九兵衛ニ出候
候也

歩行頭

甲陽軍鑑云 小幡家上杉 家政條 信玄宣ま大将乃
いふにゑてよりたる者党中分小者身を
き者ありとくく廿人宛小人中間宛ず一入
家来入頭只御自判を以くく廿人宛を念つ

当まて之と名付出てく携撤少揉を以て世
を度賞拙以てけい也後ちは此者ま端を
ひきつる武邊の手柄七ハ度宛以て上て
九を廿人宛小人中間ま引小人頭と
名付御引拙下されたるのり廿人頭ハ当若。
党十人廿人宛頭小人頭小人中間を廿
人廿人許頭廿人宛の頭十騎小人頭十騎
あり是よりて信玄公の当君党小人中

可成ハ御上を格式相離候人者被下候の成
抱ニ而五六度はかり仕らさる者ハ能〻都合し
させ不申ト申ニ近ク同付者廿人扶持ニ積日
ハ小人ニ候也御若輩を上杉家ニ而卅三把
扶持信玄公御家ニて廿人扶持家康ニて手の組扶持
を家康ハたしり扶持と名付くよふ付まれ
又云 信玄公出代 持人数余 坂本武兵衛 塚本六右衛
門 成井伝兵衛 同 三浦四郎兵衛 安川平
右之清 角田外記 笠井半之清 小池新保
蔵之番 切田勘之丞 右此十人ハ廿人扶持
頂き有されき信玄公御自身に仕付端を
引する武田備の覚五度より此ニ一人つゝ右
しとする仁付当作の扶持一人ニ付十二人つゝ
頭ら召し一組ニ廿四人頭者ニ廿六人を
一備ニ而以上五五番の積ニ而出陣
一日一扶当役を勤る也

桜坂ト云慶長記云信長甲賀地の者共を
附甲賀侍衆人として濱松へ来り東照中山に
関原の合戦以後歩行衆に召出され頭を付さ
せられ此頭九人松平甚右衛門松平右京亮
松平右馬助柴田左近阿部左馬助原右五
九衛門中山佐助松平隠岐守松平若狭守
一組ニ二十人宛此内若狭守ハ組の内にお
人の女房衆へ文を遣はしの所に此書人さしの

上参御年寄ニ
三八八ウ
家忠日記云慶長四年大神君ノ命ヲ奉テ
水野三左衛門分長後ニ備後守ト号ス大番頭ト
ナル阿部左馬助忠吉ヲ歩行頭ニナサル
采地五千石ヲ賜ル
増補家忠日記云慶長六年十一月廿八日
大神君江城ニ還御此年内藤外記正重ヲ
歩行頭ト成サル青山善四郎重長ヲ歩行

頭ト成サル

土屋知貞私記云慶長十九甲寅年大坂御
陣之節権現様御供先御歩行組松平豊前
守阿部左馬助松平右馬助三井左衛門佐
台徳院様御供御歩行頭植村志摩守由良
主税松平内膳阿部弥一郎

當代記云慶長十八年二月十四日後藤莊
三郎所へ自古田織部所（今世ノ數奇者ノ宗匠）金ヲ
可借ノ由謀書ヲ持来者有莊三郎彼使ヲ
相改處為盗人間則奉行所へ註進ス彦坂
九兵衛（當時知行代官并駿河町奉行）方ヨリ彼者ノ宿へ
押入欲搦捕處九兵衛若黨六七輩手負三人
當座ニ死此義経一両日達上聞甚立腹し
給彼盗賊ノ宿主大御所ノ歩行頭公人也
被頼親栗田左近令勘發給（右後藤莊三郎銀師也今晝夜大御所有膝本金ノ指引申付出頭人也）

東武実録云寛永三年五月今度御上洛ニ依テ江戸ヨリ京都ニ至テ公供奉ノ面々

御歩行頭衆四千五百石岡部兵庫組三十人四千石長谷川久三郎組三十人二千石小栗又市郎組三十人千五百石伊澤隼人正組三十人千五百石榊原左衛門組三十人

武家名目抄稿第十

明治十六年二月二日旧稿校正　小野由久

同年月四日再校并書　盛山宗阜

明治十七年七月　校正　木村哲三郎

圖書局文庫

国立公文書館
National Archives of Japan